



# SuMi TRUST 年金ニュース



(2018年12月28日)

三井住友信託銀行 年金企画部

## AUPに関する事務連絡の発出について

2018年12月27日、厚生労働省年金局 企業年金・個人年金課より地方厚生(支)局 保険年金(企業年金)課宛て事務連絡「総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項(依頼)」が発出されました。

当該事務連絡には、6月22日発出の通知への記載事項(平成30年6月22日付SuMiTRUST年金ニュースご参照)に加えて下記の点が記載されています。

### 1. AUP 業務提供者名簿について

年金基金の実務等に関する研修を受講した公認会計士の名簿について下記2点が記載されています。

- (1) 名簿の初回提供時期は2019年5月から6月頃を予定。その後も定期的に更新予定。
- (2) 名簿登載者以外の者と契約した場合、契約相手の選定理由を付したうえで厚生労働省に届出を実施。

### 2. AUP のスケジュール例について

事業年度末が2020年3月末である場合のスケジュール例が、下記のとおり示されています。

- (1) 2019年12月までの間に、各基金と公認会計士等との間でAUPを実施する手続きを決定し契約を完了。
- (2) 2020年3月末までの期中において、公認会計士等が、経費支出、掛金収入及び給付に関する内部統制についての手続等、基金の決算数値の確定を待たずとも実施可能な手続きを実施。
- (3) 2020年4月以降、公認会計士等が基金における決算数値にかかる手続を実施。

なお、チェック項目「11 運用資産の評価の妥当性の把握(時価等の入手ができないもの)」及び「14 残高確認状の送付と確認」に関し、各基金は、公認会計士等業務提供者が金融機関に対する確認手続を行うことができるように、2020年3月末以降に業務提供者に対し「依頼状」を渡しておく必要がある旨記載されています。

### 3. AUP 実施費用を計上する勘定科目について

AUP 実施費用は、損益計算書における業務経理業務会計の費用勘定の大分類「業務委託費等」のうち中分類「業務委託費等」に該当するが、小分類科目としては「AUP 費」を新たに作成のうえ、当該科目に計上することとされています。

#### 4. AUP 実施結果報告書の開示の位置付けについて

AUP 実施結果報告書の開示について、下記のとおり取扱うこととされています。

- (1) AUP 実施結果報告書は、原則代議員会等に限って報告されるもの。
- (2) 事業主、加入者及び受給権者に対しても年金便りにより AUP 実施結果を周知すること。
- (3) 事業主に対しては、(2) に加え、代議員会に AUP の実施結果を報告した際の議事録等を共有すること。

#### 5. 公表が予定されている参考資料等について

2019 年 1 月から 2 月頃、AUP 実施に係る参考資料等が公表される予定であることが記載されています。

- (1) 企業年金連合会「総合型企業年金基金 AUP 実践ハンドブック ～AUP を効率的に受けるために」
- (2) 日本公認会計士協会「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」

#### <事務連絡等>

総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項（平成 30 年 12 月 27 日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000465017.pdf>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 77 号）の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（平成 30 年 6 月 22 日年企発 0622 第 1 号）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000212482.pdf>

（参考）当該改正に係る厚生労働省ホームページ（確定給付企業年金制度の主な改正（平成 30 年 6 月 22 日施行））

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212483.html>

#### <年金ニュース>

平成 30 年 6 月 22 日付 SuMiTRUST 年金ニュース

[https://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews\\_180622.pdf](https://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews_180622.pdf)

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗部等にご照会下さいようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-6256-3581